

## 介護職員等特定処遇改善加算

### 介護職員等特定処遇改善加算とは

介護職員の処遇については、介護職員処遇改善加算の拡充も含め、これまで多くの取り組みが行なわれて参りましたが「新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）」において「介護人材確保のための取り組みをより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元年10月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において対応することとされました。

このことを受けて、令和元年度の介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されたところです。

#### 算定要件

- ・ 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを算定していること。
- ・ 職場環境等要件に関し、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分でそれぞれ1つ以上取り組んでいること。
- ・ 賃金以外の処遇改善の取り組みの見える化を行っていること。

#### 職場環境等要件について

賃金以外の処遇改善に関する取り組みは次のとおりです。

##### 【資質の向上】

- ・ 専門性の高い技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア等受講料の全額支援
- ・ 介護職員が希望する研修会参加への勤務調整及び出張扱い

##### 【労働環境・処遇の改善】

- ・ 新人介護員に対し、指導介護員を配置し、未経験者でも安心して働ける職場環境整備
- ・ 介護ソフト活用による情報共有、記録の電子化による業務負担軽減
- ・ 特浴、リフト浴等の介護機器等導入による介護職員の腰痛対策
- ・ 心の健康等の健康管理面の強化及び敷地内全面禁煙

##### 【その他】

- ・ 地域の児童・生徒との交流による地域包括ケアの一員としての意識向上
- ・ 非正規職員から正規職員への転換
- ・ 介護員補助採用し、介護員の業務負担の軽減